

第2回世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会議事録				
開催日時	令和7年3月25日（火） 午後3時00分 ～午後5時00分		場所	梅丘パークホール 集会室
出席委員 （敬称略、五十音順）	委員	学識経験者	齋藤委員、曾田委員、福岡委員	
		団体	柴田委員、福永委員、松田委員	
		行政	渡邊委員、伊藤委員（事務局）、 白木委員、小澤委員、宮川委員、黒岩委員	
	オブザーバー委員 ※事前の意見シート提出による出席	団体	石山委員、大坪委員、河上委員、 村井委員、湧口委員	
		学生	石委員、高島委員	
		中間支援組織	一般財団法人世田谷トラストまちづくり 公益財団法人せたがや文化財団 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 社会福祉法人世田谷ボランティア協会	
欠席委員	なし			
事務局	市民活動推進課		榎本係長、神崎	
議題	（1）報告案件 ①3/13 事業者向け説明会実施状況について ②（仮称）事業運営委員会構成について ③2/24 試行イベント「区役所で遊ぼう」の実施状況について ④世田谷区民会館愛称募集について （2）審議案件 ①施設事業コンセプト修正案について ②施設利用ルール案について ③スペースごとの活用想定及び備品について （3）次回の日程等			

○曾田会長：

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

お時間となりましたので、ただいまより、第2回世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会を開会いたします。

初めに世田谷区生活文化政策部渡邊部長よりご挨拶いただきます。渡邊部長、よろしく願いいたします。

○渡邊生活文化政策部長：

～挨拶～

○曾田会長：

ありがとうございました。それでは事務局より出席委員及び配布資料の確認をお願いします。

○事務局・伊藤市民活動推進課長

それでは事務局よりまず出席委員の確認をいたします。

本日は、委員、オブザーバー委員ともに全員にご出席をいただいております。オブザーバー委員については、意見シートの提出をもって出席となりますが、本日お越しいただいた方のご紹介をさせていただきます。

○せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表河上（かわかみ）委員です。

○公益財団法人せたがや文化財団 志賀事務局長です。

○社会福祉法人世田谷ボランティア協会ボランティア・市民活動推進部 松下部長です。

また、事務局席の隣には本日予定している審議案件③スペースごとの活用想定及び備品について、レイアウトイメージの作成や備品選定の支援をいただいている株式会社シアターワークショップさんにもお越しいただいております。必要に応じご発言いただきますので、ご承知おきください。

続いて、資料の確認をさせていただきます。ホチキス止めでA3右上に資料1と記載のある資料ですがA4の次第から座席表以降資料1から資料7までまとめてございます。その他にオブザーバー委員からの意見シートをまとめた資料8についてお手元にご覧いただけますでしょうか。

また、前回の繰り返しとなりますが、本準備会は、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会設置要綱に基づき設置しています。議事につきましては議事録を作成し、皆さまに確認いただいた上で、会議資料とあわせ、氏名を含め区ホームページ等で公開いたします。

また、議事録作成のため、録音や写真撮影もさせていただきます。あらかじめご承知おきください。

事務局からは以上です。

（1）報告案件

○曾田会長：

それでは、議事を進行いたします。まずは報告案件についてですが、時間の都合上、事務局より一括で説明いただきます。それでは事務局の方から説明をお願いします。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

それでは報告案件について順次ご説明させていただきます。

①3/13 事業者向け説明会実施状況について

まずは、3月13日に実施しました事業者向け説明会実施状況について口頭でご報告します。この説明会は公募開始前に事業者の皆様により施設事業を知っていただき、多くの事業者にプロポーザルにご参加いただくことや、ご意見を頂きながら施設をよりよいものとしていくことを目的としたものです。

説明会の対象としましては、応募を検討する事業者や、区民利用・交流拠点施設に興味のある事業者を対象としておりましたが、都内に事業所を構え、類似事業の実績がある事業者をはじめ、全部で12の事業者にご参加をいただきました。

説明会の内容としては、これまでの検討経過や施設に関する計画をはじめ、前回の準備会でお示した施設の利用想定や、区内活動団体及び庁内向けアンケート結果、今後のスケジュールや準備会での検討事項、(仮称)事業運営委員会構成、運営委託項目案を説明しました。また、公募条件として、履行期間は令和8年4月から令和12年3月までの4年間であること、予算上限としては算定中だが、計画策定当時は約7,000万円であり、今後準備会等での検討を経て、業務内容や仕様内容を精査した上で改めて算定する予定であること、参画要件としては検討中だが、類似事業の実績を必須とし、JV(共同企業体)または再委託も含めた要件とすることを想定していると説明しました。説明会資料及び説明動画は3月末頃に区HPにて公表する予定です。

説明会後の質疑応答の時間でも様々なご質問をいただき、説明会以降も個別にお問い合わせをいただくなど、公募開始前に興味関心をもっていただき、大変よい機会だったと考えています。今後事業者の意見も伺いながら、令和7年8月の公募開始に向けた準備を進めていきます。

②(仮称)事業運営委員会構成について

続いて、(仮称)事業運営委員会構成についてです。こちらは第1回準備会でご議論頂いた内容について、現在庁内で検討を進めております。現在の検討状況を前回お配りした資料1を参考にご報告します。

まず子ども世代の参加や意見を聞く機会の設定については、先日の試行イベントでも来場したお子さんに区役所でどんなことをしてみたいかといったアンケートを行い、後ほどご紹介いたしますが、子どもならではの様々な面白いご意見をいただくことができました。今後もこういったイベント時にアンケートを取ることを続けながら、子ども条例の庁内での対応状況等も踏まえ、検討を進めていきたいと考えています。

次に、テーマ別の議論や、部会の合同実施、委員の部会をまたいだ参加(クロスオーバー参加)については、そのような柔軟な会議体運営ができるように、規則等の建付けを

検討しているところです。また市民活動推進課は区民活動・交流部会、みどり部会ともに参加いたします。

公募委員枠については、資料1、前回お示しした案では右側の「区民活動・文化部会」、「みどり部会」にそれぞれ1名ずつとしておりますが、公平な視点、区民目線の感覚を施設事業全体に反映していただきたいという観点から、個別具体的な議論を行う部会ではなく、委員会の方にご参加いただくことも検討しております。純粋な公募委員枠の追加については、日程調整等の課題もありますので、こちらも合わせて今後検討をしていきたいと思います。また先ほどお話したスポット的にテーマ別の部会などが開けるような、例えば子育て世代の方やコミュニティビジネスに携わる方、大学関係者など専門を有する方が柔軟に参加できるような建付け・体制も検討していきたいと考えています。

なお、近隣大学には個別に施設事業等の説明に伺う予定です。

詳細は次回第3回準備会にて案をお示ししたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

③2/24 試行イベント「区役所で遊ぼう」の実施状況について

続いて、2月24日に実施しました試行イベント「区役所で遊ぼう」の実施状況についてご報告します。資料2-1をご覧ください。

試行イベントの目的としては、令和8年度の開設を見据え、エントランスホールを活用して区民交流スペース等を想定したイベントを実施し、利用方法等の検証や施設の周知、PRを行うこととしていました。出店団体の皆様にご協力いただき、魅力的なイベントとなったことや、様々な情報発信により当日は保護者の方も含め300人を超える来場者にお越しいただきました。

資料2-2をご覧ください。イベント実施までのプロセスについて、前回準備会でお示した「運営委託募集要項項目案」、こちらは事業者とともに区も取り組んでいく内容ですが、そちらと比較しながら整理し、まとめました。10月から企画・構想を始め関係所管、団体へ参加を打診しました。相談の中で様々な良い提案が出たり、人員の問題で参加が難しかった団体も他団体の協力により出店が可能となりました。市民活動推進課としても全ての出店ブースを体験してもらえようスタンプラリーを企画しました。これらが事業のスタートアップとしての取組みだったと考えています。次にイベント実施直前に出店者全員でのオンライン会議を実施し、その中で他団体の取組みを参考に自団体の出店内容のブラッシュアップや、想定以上の盛り上がりを感じたフェリチェが追加でパンを販売することなどにも繋がりました。これが事業のバージョンアップとしての取組みだったと考えています。次に10月中旬には区民会館管理者に企画を説明し、区民会館ホール利用予定団体の内、試行イベントと親和性の高い催しを企画している団体を紹介してもらい、企画内容の共有等を実施しました。たまたまではありましたが、区民会館ホールでの催しも申し込みや料金不要だったため、それぞれのイベント参加者

が相互のイベントに参加できることが分かりました。また、利用にあたって関係所管と出店内容に合わせ随時相談・調整を行い、最大限に施設を活用し魅力的なイベントとなるよう努めました。これらが利用調整としての取組みだったと考えています。周知・PRにあたっては、大学生に周知チラシのデザインを依頼し、区の様々な広報媒体や出店団体のSNS等での周知も行うなど、多様な情報発信に取り組みました。

資料右上の出店団体のアンケートですが、どの団体からも好評をいただきましたが、悪かった点として、当日のブース運営に余裕がなく、他団体との交流が中々図れなかったことなどが挙げられました。参加者へのアンケートでは子どもならではの面白い意見が多数出ました。全てを叶えることは出来ないかもしれませんが、魅力的なイベントや施設が出来れば、区役所にも来てくれるという手ごたえも感じました。まとめとしては、所管課や団体と協働したイベント開催にあたって先頭に立って汗をかくことの大変さを肌で感じる事ができ、また結果として保護者の方も含め300人を超える来場者にお越しいただき、区役所という難しい立地であっても魅力的なイベントや様々な情報発信ができれば人が集まることが実証できました。今後頂いた意見も踏まえ、よりよい施設を目指していきます。一方で、団体同士の交流やイベント後のつながりの仕方の難しさも分かりました。今後団体同士の交流をどのように促していくのか、例えばイベント後に区民交流スペースを活用した交流会を設定するなど、検討を進めていきたいと思っています。

④世田谷区民会館愛称募集について

続いて、世田谷区民会館の愛称募集についてです。文化・国際課小澤課長よりご説明させていただきます。

○小澤文化・国際課長：

それでは私から世田谷区民会館愛称募集についてご説明します。資料3をご覧ください。世田谷区民会館愛称についてですが、区民に愛着と親しみを持っていただくため、令和6年9月1日の施設開設から12月15日までの期間で募集を行い、389件の応募がありました。応募された内容については齋藤副会長にもご協力いただき、選定委員会での審査を経て、せたがやイーグレットホールとさせていただきました。こちらはサギソウの英名が前を向いて空にはばたくというイメージもあり、応募者の方からはみんなに愛され、空にはばたく、未来に繋がるという思いを込めたと伺っております。こちらは令和7年4月1日以降、施設名称として使用することといたします。愛称につきましては3月16日のオープニングイベントにおいて応募者の方も含め、ご紹介させていただきました。私からの説明は以上です。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

事務局からの報告事項の説明は以上です。

○曾田会長：

ありがとうございます。報告案件について何か質問等がありますでしょうか。

○曾田会長：

① 3月13日事業者事業者向け説明会について12団体が参加されたとのことでしたが、手ごたえはいかがでしたか。結果としてどういう評価をしていますか。予算として7000万という部分についてもどういう反応でしたでしょうか。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

通常はプロポーザル開始後に行う説明会を、事前に行うということによって多くの事業者に興味関心を持って参加してもらえたと考えています。説明後の質疑応答の中でも施設概要を始め、予算面でも経費の内訳や考え方について様々な質問をいただいたので、大変良い機会となりました。

○曾田会長：

③ 2月24日試行イベントについては、開設に向けた運営のシミュレーションとして実施し、様々な検証ができたという認識でよいでしょうか。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

事業のスタートアップ支援や利用調整等、運営事業者に委託しようとしていることを先に区が身を持って体験できたことが大変勉強になりました。これを運営事業者とともに区も一緒になってやっていくということも実感できました。

○齋藤副会長：

まず実施できてとてもよかったと思います。資料中の出店というのは各ブースをそれぞれの団体が企画し、運営したという理解でよいでしょうか。また、団体同士で企画をするということもありましたか。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

出店の解釈はその通りです。飲食提供だけでなく様々な催しができました。プレーパークせたがや当日人が出せないという話もありましたが、隣に出店するねつせた！の大学生がお手伝い頂けると話があり、出店することができました。団体間の調整を丁寧に行うことでよい結果に繋がったと考えています。

○齋藤副会長：

第1歩としてはとてもよかったと思います。ここから更に団体間の連携や協働ということを進めるためには、例えば大学内の団体同士で協働した企画を提案してもらうことなどや、今回のスタンプラリーにおいても、ただ各ブースを回るだけでなく、色々な場所で謎解きをするだとか、要所要所に人がいて区民会館にちなんだ学びや発見があるなど、各団体の出店とは別に付け加えがあるといいと思います。参加者もバラバラに参加するのではなく、知らない同士の参加者がグループとなって、一緒に参加し、賞をもらえるなどすると自然に繋がりができます。次にそういった機会があれば、個々の参加ではなくAとBが出会って何か別のものになるという企画や、そういった企画をしてくれるようなポテンシャルのあるところと一緒に出来たりするととてもよい試行イベントになるのではないかと思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

キーパーソンやクリエイターのような方とも協力し合えるような関係も構築していきながら、今のご意見も踏まえ、来年の試行イベントなどでも検討していきたいと考えています。

○柴田委員：

今回の試行イベントに向けて、同日に区民会館を利用する団体がいて、そちらの利用者も参加していたということでしょうか。純粋な試行イベント参加者と区民会館利用団体の参加者はどちらが多かったですか。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

どちらのイベントも無料開催ではあったため、双方へのイベント参加が可能ではありませんでした。区民会館ではダンスなどの発表が行われており、区民会館利用者は衣装を着ており、すぐに判別することが可能だったので、純粋な試行イベント参加者の方が多く参加されていたと思います。

○柴田委員：

次回に試行イベントを実施される際はアンケートにおいて何を見て（なんの広報で）いらしたのか、何を目的に来たのかということを聞いてほしいです。そうすれば何を求めているかが分かりやすくなると思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

主にお子さんに書いていただくということでそこまでは聞いていませんでした。次回以降はアンケートを記載いただく中で聞いてみたいと思います。

○松田委員：

この日限りのものじゃないものもあるといいと思います。今日、区役所の工事仮囲いにマスキングテープでハートを書くという企画をやっていました。こういった参加者が気軽に参加できてかつ自分の参加したことが後に残るようなものもいい。賑わい創出のイベントだけだと息切れしてしまうこともあるので。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

工事仮囲いなども活用していきたいと考えています。

○曾田会長：

④世田谷区民会館愛称募集については、大変上品でイメージが非常によいと思います。それも込みでよく耳に馴染むようにPRをお願いできればと思います。

(2) 審議案件

○曾田会長：

それでは、審議案件に移ります。ここからは案件ごとに事務局からの説明を含め30分程度意見交換の時間を設けます。

それでは、①施設事業コンセプト修正案について事務局より説明をお願いします。

①施設事業コンセプト修正案について

○事務局・榎本市民活動推進課区民交流・文化施設準備担当係長：

説明の前に今後の審議事項についてご説明いたします。資料4 真ん中黒枠内をご覧ください。議論の進捗状況に合わせて一部更新をさせていただいております。「追加」「変更」と記載している部分が更新箇所です。まず本日の準備会では、「事業コンセプト」「利用ルール」「スペース活用と備品」を議題としています。次いで5月第3回では、「利用ルール」「スペース活用と備品」「オープニングイベント」「愛称募集」を議題とします。8月第4回準備会では、「利用ルール」「スペース活用と備品」「オープニングイベント」「愛称募集」を議題として、こちらを受けて令和8年度の予算要求につなげていきます。2月第5回準備会では、「利用ルール」「オープニングイベント」「年間事業計画」を議題とする予定です。

施設事業のディレクション的な要素もある「年間事業計画」の検討については、事業者からの提案も踏まえ、区が区事業も取りまとめた上で案を作りお示しする予定です。

今後は毎回準備会にてこちらをお配りし、スケジュールと審議案件について共有をしたうえで、議論に入りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは施設事業コンセプト修正案についてご説明いたします。資料5-1をご覧ください。こちらは第1回準備会でのまず区としてはどうしたいのか、何をするのかといったご指摘を踏まえ、まずは区（市民活動推進課）が区民利用・交流拠点施設を通して目指すことを整理いたしました。

左側のステップが目指すこと、右側が具体的方策となります。まずステップ1は、市民活動しやすい環境をつくりたいとして、区民利用・交流拠点施設においてより自由な活動がしやすい場をつくる、出会いや交流ができる環境や機会をつくるというものです。ステップ2は、活動する人を増やしたいとして、区民利用・交流拠点施設において新しい活動やチャレンジのサポート、よりよい活動へのバージョンアップのサポートを通して、団体の活動を支援し、活性化させていくことで、活動に参加する人を増やし、既存の中間支援組織とも連携しながら、団体を支えるネットワークを広げるというものです。ステップ3は、まちを知っている職員を育てたいとして、まずは職員自身が積極的に市民活動の現場に出向き、知り合い、参加していく中で活動の工夫を学び、活動をサポートする力をつけていく、その結果区職員と団体がつながり、パートナーとして様々な活動や事業とともに取り組む意識（姿勢）を育てるというものです。

その上で、前回お示しした施設事業コンセプトについて修正いたしました。資料5-2をご覧ください。前はコンセプトとしていましたが、資料右上に記載のとおり、この資料は、施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化し、様々な事項を決定する上での軸とし、また、委員や区職員が交代してしまってもこれまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に作成したものであり、重要事項の決定やメンバー交代の際などに逐次、共有するぶれない確認事項と位置づけました。

確認事項の内容としては、前は7項目としていましたが、先ほどの区が目指すことにリンクするような形で6項目に集約し、分かりやすいように各項目を表題と解説に分

ける形とし、前回ご指摘いただきました部分を反映させています。主な修正箇所ですが、

No.1では、営利での活動について具体化しました。営利での活動可否については、次の審議事項である施設利用ルール案についてのところでご審議いただきます。また、予約不要であることについても誤解がないような記載にしていますが、予約の可否について次回以降の準備会にて詳細をご審議いただく予定です。

No.3では、委員の長期の固定化を避ける理由について、新たな人材を育成し、次世代との循環を図るためとしました。

No.5では、育むという要素を追加しました。

No.6では、区（市民活動推進課）が中心となるよう追記しました。

なお、No5、6の交流・協働を育み、また区民、団体、区をつなぐという部分とも関連しますが、区が主体となって、区内各所管で実施する区事業を集約し、また運営事業者からの提案も踏まえながら、「年間事業計画」を今後策定する予定です。その「年間事業計画」をもとに、事業実施につなげていきたいと考えています。その年間事業計画案については今後準備会や委員会においてもお示ししご意見を頂きたいと考えております。

説明は以上となりまして、ここからはオブザーバー委員からいただいたご意見をご紹介します。資料8-1をご覧ください。赤字部分を中心にご説明します。大坪委員からは資料5-1STEP1について「出合い」という一語は重要だというご意見を頂きました。資料5-2の左側は既に策定された計画に記載の部分であるため修正は難しいのですが、今後の事業運営にあたり「出合い」ということも大切にしていきたいと考えています。河上委員からは表題についてのご意見を頂いていますが、すでに計画の中で方針等を定めているため、あえてコンセプトという言葉は使っていません。令和8年4月に委員会にて説明する際にはいただいた意見を踏まえ、例えば虎の巻などと題してお示しします。湧口委員からは、民間企業等のメリットを考えることも大切だご意見を頂きました。高島委員からは職員がどのような形で活動に参加するのかについて詳細な指針が必要ではないかとご意見をいただきました。まずは本庁舎にある利点を生かし、職員が活動に積極的に関わり学ぶというところから始めていきたいと考えています。トラまちさんからは資料5-1と5-2の連動についてご意見をいただいておりますが、おっしゃる通り資料5-1ではステップとその方策を示しており、資料5-2ではその実現に向け区民利用・交流拠点施設で行うことを示しており、完全ではありませんが、ある程度連動させた形で順番や内容を整理しています。また、資料5-1はどこかに出すというよりは市民活動推進課の組織目標のような形で内部で継承していきたいと考えています。文化財団さんからはハードルが高い内容となっており、優先順位が必要ではないかと、社協さんからのご意見については、まず3月7日にオブザーバー委員に本資料を送付した時点では赤字で記載の「社会貢献や地域での活動を目的としていれば営利での活動も妨げない」と記載しており、記載のご指摘をいただいておりますが、次の議題で

ある施設ルール案の中で営利活動については詳細化しており、その反映が出来ていませんでしたので、お手元の資料に記載の「賑わいの創出を通じた交流の促進が見込まれれば営利での活動も妨げない」と修正いたしました。詳細については次の議題のところでご説明いたしますが、民間企業等の社会貢献や地域での活動を目的としている場合は非営利の活動として、社会貢献活動で収益等がある場合や、賑わい創出のための活動は営利の活動として整理しています。ボラ協さんからの意見については、先ほどご説明したとおり資料5－1はどこかに出すというよりは市民活動推進課の組織目標のような形で内部で継承していきたいと考えており、頂いた意見も踏まえ、よりよいものとしていきます。私からは以上になります。

○曾田会長：

ただいまご説明をいただきました内容については、前回の準備会でのご指摘を踏まえ、特に区の姿勢を明確にしつつ、修正案をお示しいただいたということだと思います。皆様いかがでしょうか。私の理解ですが、次の審議事項②施設利用ルール案において、営利・非営利の考え方やゾーニングといったことが説明されるということだと思いますので、よろしければ審議事項②についても引き続きご説明ください。

②施設利用ルール案について

○事務局・榎本係長：

それでは施設利用ルール案についても引き続きご説明いたします。資料6－1をご覧ください。今回は施設利用ルール案の内、施設で利用対象となる活動・事業及び営利・非営利について整理しました。まずはNPO団体等及び区の活動エリアと民間企業等が行う営利活動エリアについてです。前提としては、NPO団体等の活動を担保した上で、施設の賑わいを創出するため、区民利用・交流拠点施設の内、民間企業等が営利活動することができるエリアを定義しました。資料中、オレンジ色の部分が区民会館を除く区民利用・交流拠点施設の範囲であり、原則としてその全てをNPO団体や区は利用できることとしています。民間企業等が活動を行う場合は、非営利活動と営利活動に分け、営利活動を行う場合は青色の広場とピロティの一部でのみ活動できることとしています。

資料を1枚おめくりいただき、資料6－2をご覧ください。こちらでは施設で行われる活動の可否及び営利・非営利について一覧で整理しています。色分けについては先ほどの資料と同様、オレンジ色は活動エリアの限定なく施設全ての範囲で活動可能で、青色は広場とピロティの一部でのみ活動可能です。表の上からですが、NPO団体等が主体となって行う公益性を有する活動・事業については、参加者からの料金徴収の有無を問わず、非営利での活動として施設全ての範囲で活動することが可能としています。

民間企業等が主体となって行う活動については、社会貢献活動やCSR（企業の社会的責任）に係る活動、ソーシャルビジネスに関する事業、コミュニティビジネスに関する事業の内、参加者から料金徴収をしない場合においては非営利活動として施設全ての

範囲で活動することが可能としています。一方、料金を徴収する場合や、交流拠点施設の賑わいを創出する事業については営利活動として青色の広場とピロティの一部でのみ活動可能としています。なお、民間企業等の通常の営利事業については施設の利用を不可としています。

区が主体となって行う活動については、民間企業が実施する販売等を併せて実施する場合でも施設全ての範囲で実施することを可能としています。

資料下部では参加料の考え方をお示ししています。左下は計画策定時点でのものとなっており、その右側が今回考え方を具体化させたものになります。

施設における活動の内、参加料を徴収する活動は3種類あり、その内の1日を超えて継続する場合や、区外団体または区民以外の個人が活動する場合の参加料については、特定の団体の占有を避けることや、区内団体を優先したいことから参加料を必要としています。また、今回審議いただいている営利活動の参加料については、NPO団体等が実施する活動・事業に伴う収益は公益的な活動に充てられるものとし、非営利に準ずる活動として参加料は不要とし、民間企業等が収益を得るもしくは収益を得る目的で行う活動・事業を実施する場合には、通常庁舎を使用する際に生じる料金相当を参加料として徴収することとしたいと考えています。

説明は以上となりまして、ここからはオブザーバー委員からいただいたご意見をご紹介します。資料8-2をご覧ください。湧口委員からは、営利非営利の判断にあたってルールを厳密にした方がよいのではとのご意見をいただいております。次回以降の準備会にて、活動の具体の要件などについてご審議いただければと考えていますが、今回挙げていただいた例については、前提として施設のコンセプトである誰もが参加できる活動であることを要件とすることにより対応できるのではないかと考えています。高島委員からは4時間500円の設定が機能するのかと、文化財団さんからは利用料を支払ってでも活動したいという民間企業が少ないのではないかと、ボラ協さんからは区民交流室についてのご意見をいただいておりますが、こちらも先ほどご申し上げたとおり、次回以降の準備会にて活動の具体の要件などについてはご審議いただきますが、職員のみ会議は利用を不可とし、団体と区職員の打ち合わせなどでの利用は空いていれば可能としたいと考えています。また、区の会議室は本庁舎整備工事中は多くはないですが、竣工後は十分な数が確保される予定です。私からは以上となります。

○曾田会長：

ありがとうございます。今まで考え方や方針としていたものが、具体的なルールの設定として提案いただいたということだと思います。皆様いかがでしょうか。

○福岡委員：

資料6-1のエリア区分図については、運用していく中でエリアの区分が伸び縮みしたり、重なったり、また、繋ぎながら一体的に活用するというところもあると思うので、

明確な線引きも難しいと思われます。大枠としてはこうとしながらも、トラまちさんからの意見にもありますが、運用しながら検証し、変更していくということにした方がよいと思います。イベントのタイプによっては特例を設けることなども考えられます。

キッチンカー部分についてもこの場所だと奥まっており、区役所に来る人以外は中々立ち寄らない場所なのではないでしょうか。開かれたオープンな場所という目的からも、場所の使い方や配置はもう少し柔軟に考えてもよいのではと思います。

資料5-1の区の姿勢はこれでよいのですが、区だけでなく、団体や区民についてもそれぞれのレベル感があるのだと思います。例えば団体であれば単なるイベント実施から主体的に活動団体との連携するようになるなど。この施設を使ってもらい、団体や区民がどのように変化していくのかなどについても深堀できるとよいと思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

エリアの考え方については運営しながらトライ＆エラーで変更を掛けていけるよう、ルールの設定にあたっては条例で定めることまではせず余白を残しておくなど行政のテクニク的な話にはなるが、うまくやっていけるようにしたいと考えています。また、ご指摘のとおり、1階のガラス張りの区民交流スペースを中心とした施設が開かれたオープンなものになるようPRの仕方などについてもオープニングイベントも含め検討していきたいと思います。

活動を見ていく中で、団体のキーパーソンやクリエイターのような人を区と運営事業者が繋がりを作り、そして困っている時や活動のバージョンアップがしたいなという時はこの人に相談すればよいということができていけば、様々な活動にも繋がるのではないかと考えています。

○福永委員：

営利での利用は賛成ですが、実際の現場の運用としてはどこの段階から営利になるかといったスクリーニングが難しい。営利で使えるというのは大きな特徴になるので打ち出していくのはよいと思いますが、資料5-2の確認事項で営利での活動も妨げないという表現も一定のルールのもとでということとかを入れておかないと誤解を生んでしまうかもしれない。湧口委員からも意見がありましたが、例えば一見地域のサッカー教室で楽しそうにやっているが、実は謝礼が発生しているようなことも聞く。そういったところをどうするかは現場で考えていくしかないが、ある程度想定して記載出来るとよいと思います。

また、コンセプトとしてこの場所をみんなで守っていくんだということが入っているとよいと思います。自由に使える反面、区に任せるだけでなく、机を直すとかごみを拾うといったようなことをみんなでできていけるとよい。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

営利活動の際には事前相談を必須とすることになるので、その中で事業計画を伺い内容や目的などについてもしっかりと確認していきたい。それでも見えてこないこともあ

るかもしれませんが、見えるところで活動することになるので、そういった利用であれば次回からは利用を不可とするようなこともできると思う。

また、安全面からもそうですが、みんなで大事にしようということがないとどんどん劣化してしまう。そういった心掛けをいただきつつ、末長く利用できるものにしたいと思います。

○柴田委員：

資料6－2 実質的主体の中で商店会や商店街振興組合がNPO団体等に含まれていますが、一般的には商売をしているということから営利の団体と思われると思います。法人格で振り分けをするという考え自体はよいと思いますがこの分け方でよいのかは疑問が出ると思います。また、これをルールに落とし込むのがとても大変だと思います。常々感じるのですが、多様性に溢れているからこそ分かりやすいルールにするということがとても大事になります。ルールが複雑になると利用にも繋がりません。企業が行う活動も私達の生活のためにということから非営利の要素もあります。区民に役立つということを前提に最低限のルールを決めるのがよいと考えます。

また、施設自体が、先着順ではなく、我先にということもなくという理想が高いものになっています。ごみ拾いなどもそうですが、ここに来たらみんながルールを守るのは、施設の雰囲気作りが重要になります。運営事業者が団体とどのように接するのか、楽しい雰囲気づくりをどのようにするのかを大事にして欲しいです。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

ここで商店街は公益的な活動だということを打ち出している。商店街やNPOなどでも企業を連れてきて、営利活動を大きく行って収益を得るということであれば、先ほどの申し上げた事前相談の中で、営利活動として整理できるのではないかと考えています。その場合であっても、禁止しているわけではなくその場合には参加料を頂くというものです。どんな活動がというのも運営していく中で、様々なケースに触れながらノウハウとして積みあがっていくと考えています。今回はハード面でまず分かりやすくという意味でこういった案を考えました。

○齋藤副会長：

参加料とは利用料のことでしょうか。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

施設利用料となると条例で規定する必要があります。現在検討中ですが、柔軟にルールを変更していきたい目的から考えると、条例ではなく要綱に基づきということにしたことから参加料としています。

○齋藤副会長：

参加料だと誤解があるかもしれないので、よりよい表現があるといい。商店街がNPO団体等に入っているのは、世田谷版エリアマネジメントということかもしれない。ここを利用するときはこういうルールでやりましょうと決めた上で、何年かごとに検証し、

変更していくなど、そういった話し合いの場ができるとよい。そうすると民間企業にとってもメリットが出てくる。公園などではすでに取り組んでいることですが、公共スペースの新しい使い方になると思います。NPO団体等をさらに何種類か分けて名前をつけるようなことをしてもよいかもしれません。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

様々な事例があるところをかなり整理したつもりではいました。エリアマネジメント的な着想はあり、オープンイノベーションが生まれるラボとして様々なプロジェクトが立ち上がるようなことになるといいなと考えています。いただいたご指摘を踏まえ、検討します。

○松田委員：

運営していく中で思いがけない使い方の提案もあると思います。アンケートでどんな風に使いますかだとなかなか出てこないと思いますが。色んなやり取りの中でアイデアは出てくる。その都度対応できます、対処しますということではなく、面白がって出来るとうい。協賛金をもらっての活動もありだと思ふ。最近ではクラウドファンディングも流行ってきており、ここで寄付を募る活動をしてよいかという話も出てくると思ふ。禁止行為を並べるのは難しいので、ここで出来る限り活動が可能となるような運営となると良い。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

思いがけない提案はどんどんしてきて欲しいと思っています。そのためにある程度幅広い備品を用意しています。活動の際に募金箱を置くのもありだと思いますが、単発の募金よりはクラウドファンディングを実施し、そのPRの場としていただくのがよいのではと考えています。区としても4月からGCFの取組みとして団体への継続的な支援をしていきます。

○曾田会長：

使い勝手がよいとか、出来るだけ理想に近い形になれるとういと思います。時間の都合もありますので、次の議題に行きたいところです。利用ルールなどは今後の準備会でも継続して議論していくこととなります。また色々議論できればと思います。それではスペースごとの活用想定及び備品について事務局から説明をお願いします。

③スペースごとの活用想定及び備品について

○事務局・榎本係長：

それでは、スペースごとの活用想定及び備品についてご説明いたします。資料7-1をご覧ください。スペースごとの具体的な活用想定や、現時点での設計内容、備品についてお示ししています。特に備品については、より活動がしやすいよう幅広く用意したいと考えています。もっとこんなものが欲しい等のご意見をお願いできればと思います。まずは区民交流スペースの通常時のレイアウトイメージからです。まず前提として区民交流スペースに限らずですが、個人や団体も利用できるWi-Fiを完備いたします。個人

利用スペースでは、主に役所に手続きに来た来庁者や、業者、学生の憩いの場と想定し、テーブルや椅子、キッズスペースを用意します。団体活動PRコーナーでは施設利用団体の通常の活動などが展示できるようラックを用意します。黄色い4か所の丸はデジタルサイネージであり、外側に向けてイベント情報を発信するものです。青い丸は入口近くで当日のイベント情報を発信するものです。団体活動スペースでは、打ち合わせやワークショップがしやすいよう、可動しやすい家具や会議に必要な物品を用意します。また、各所に埋込式電源を用意します。キッチンカウンターでは、流し台にてワークショップで利用した文具の洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定し、冷凍冷蔵庫、ケトル、電子レンジを用意します。また、多少の目隠しや展示の際のスペースの有効活用として、キッチンカウンターを囲う形で柵を用意し、必要に応じて展示パネルなどを掛けられるようにします。カウンタースペースでは個人での学習利用や休憩スペースと想定し、カウンターや電源、卓上ライト等を用意します。

1枚おめくりいただき、資料7-2をご覧ください。こちらは区民交流スペースにて講演会やパブリックビューイング、展示を行う場合を想定したレイアウトイメージです。講演会やパブリックビューイングを行う際には、市民活動カウンター内にあるワゴンアンプにPCをつなぐなどして映像、音響機器を操作することとなります。映像、音響機器としては、可動式の100型モニターと50型モニター3点の同時投影が可能で、天井にスピーカーを設置する予定です。右側の展示の際には、机椅子は倉庫にしまい、約160㎡の範囲で展示パネルや長机等を使用した展示が可能です。展示に必要なフックやスポットライトも用意します。

1枚おめくりいただき、資料7-3をご覧ください。こちらは区民交流室にて研修や小規模なセミナーをする場合のレイアウトイメージです。2階テラスに沿う形で5室用意します。特徴としてはガラス張りでオープンな空間でありながら、ブラインドカーテンの設置により、比較的クローズな活動も可能となります。会議や研修・小規模なセミナーを行うための備品を用意します。また、広場でイベントを実施する場合には、2階テラスに椅子を出して見ることも可能です。令和11年にはキッチン付き交流室も整備されますが、その什器等の検討は時期が近くなりましたら改めて行います。

1枚おめくりいただき、資料7-4をご覧ください。こちらは屋上庭園のレイアウトイメージになります。区民花壇を除く芝生100㎡及び30㎡の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施を想定し、必要な机や椅子、簡易な音響機器などを用意します。また、区民花壇については、芝生エリアの一部に約2畳分の花壇を2か所用意する予定です。形状や面積については検討中です。この区民花壇の管理方法については、市民活動推進課が実施する提案型協働事業において庁舎管理担当課と団体が連携して区民ワークショップ等を通して検討を進めています。

1枚おめくりいただき、資料7-5をご覧ください。こちらは広場、ピロティにてマルシェや音楽、ダンスステージを行う場合のレイアウトイメージです。ガラス張りの区

民交流スペースと一体的な活用が可能です。また、出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくなることを目標としています。左側のマルシェではテントを向かい合わせに設置し、間にシェードを設置します。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようアンカーボルトを地面に設置し、紐で固定できるような形を想定しています。右側の音楽、ダンスステージでは区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施できるような備品を用意します。また、ピロティは天候に左右されないため、広場イベントにあわせた利用が可能です。

1枚おめくりいただき、資料7-6をご覧ください。こちらは既に開設しているエントランスホール及びラウンジについてです。エントランスホールでは式典や発表会、展示や物品販売を想定しています。ラウンジでは幕間の休憩やミニコンサート、交流会を想定しています。いずれもすでに必要な備品は用意されており、式典用の椅子やボッチャセットのみ用意します。

説明は以上となりまして、ここからはオブザーバー委員からいただいたご意見をご紹介します。資料8-3をご覧ください。石山委員からはキッズスペースについて、乳幼児だけでなく子どもが安心できる空間づくり、子どもらしく過ごせる工夫が必要ではないかとご意見をいただきました。こちらの場所は、保護者がお子さんを見ていることを前提での利用や、保育士がいる預かり保育での利用を想定しています。居場所づくり等の活動での利用も想定されますが、その際は利用団体さんに原則必要な物品等のご用意いただきたいと考えております。大坪委員からは屋上庭園については区民花壇は小さなものではあるが、こういうものこそ魅力的なものとする可能性を秘めていると、広場については樹木プランターの設置ができないかのご意見をいただきました。広場はまずイベント等様々な活動での利用を想定している場所であり、そのうえで移設可能なプランターも設置できる可能性はあるものの、その管理等様々な課題もございます。一方、屋上庭園については、まず区民花壇にてスモールステップで区民参加による管理をスタートして、その他屋上庭園全体の植栽管理は造園事業者に委託をする予定ですが、今後の検討の中で継続して維持管理できる仕組み等が見込まれれば区民管理の取組みを庭園全体に広げていくことも可能と聞いております。広場、屋上庭園についてはそれら全体を通して検討を進めていければと考えています。河上委員からは自立パネルは多数あると良いとのことではこちらは十分に用意したいと考えています。村井委員からは視覚障害者への配慮や屋上庭園内の導線確保、パーゴラの数についてご意見をいただいております。視覚障害者の方への配慮については、本庁舎では視覚障害者の方への主な誘導方策として、入口から案内窓口等まで視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設しておりますが、屋上庭園については窓口ではないことから、基本的に介助者の同行や職員による対応等を想定しております。また、昨今の技術革新に注視し、視覚障害者の方が自ら情報を取得できる手段として、現在、本庁舎東棟でスマートフォンアプリを利用した

情報取得の実証実験を行っており、歩行支援につながる取組みを研究しています。また屋上庭園の通路については、防滑性のある仕様とし段差なく広場内を周遊できる計画としています。今後材料選定等において配慮して参ります。パーゴラは予算や緑化率の確保等の関係で現在は1カ所とさせていただいております。今後、増設へのご意見が多く寄せられた際は、検討させていただきます。湧口委員からは、園芸で必要な物品についてご意見をいただいております、こちらは令和8年度開園に向けて令和7年度に予算要求を行っていく予定です。またテントに関しては風で飛ばされないようにいたします。私からは以上になります。

○曾田会長：

これも初めての案件になります。皆様いかがでしょうか。

○柴田委員：

様々なイベントが行われるという前提で備品を用意して欲しいです。活動する時にいつも大変なのが、机や椅子の移動。とにかく軽くてスタッキングができるものがよい。テントの設営も大変。脚を立てるのではなく、建物と建物の間にシェードを繋げられたらよりよいが。せっかく新しい施設ができるので、危険性がなく設営に時間がかからないようにということを大前提に考えて欲しいと思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

そこは大前提とした選定をしているつもりです。これ以上いいものがあるというものは是非教えて欲しいです。建物と建物の間にシェードをとというのは難しいのですが、資料7-5に記載の通り、危険性なく簡易にテント設営ができるよう、アンカーボルトを設置する予定です。テント自体も軽いものを選定したいと考えています。

○福岡委員：

ホワイトボードは足が壊れやすいので、展示パネルであればホワイトボードとしても代用でき、間仕切りとしても使えるので、そちらを多く用意した方がよいと思います。卓上モニターは卓上もよいが持ち運びが大変なので、小さめの可動式のものがあったとしてもよいかもしれません。屋上庭園でここまでの長机はいらないと思います。小さめのテーブルで十分。椅子はプラスチック製のものではなく、ローンチェアがあるとよい。広場のテーブルも2人掛けや組み合わせて4人掛けにできるなどができてもよい。風で飛ぶ可能性があるので、屋外のものは少し重さがあるとよい。イベント用のテーブルも必要だが、可動式の素敵な家具が10脚~15脚あるとそこでご飯を食べたり、本を読んだりすることができます。柔軟に組み合わせたりカラフルなものがあったりするとよい。そこにバラソルがついているとよりよいですが、風で飛んでしまう危険性もあり、台風の時などは気を付けないといけないと思います。

○福永委員：

屋上庭園の日陰対策は考えた方がよい。シェードや最近では農業用の遮光ネットが安く消耗品として準備できるので、それを引っかけられるようなポールが準備できるとよ

い。

ごみは持ち帰りということだが、有料でもよいので利用団体のごみを処分できるとよい。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

区役所で捨てる場合は事業系ごみとなるので、一般ごみの処理とは扱いが異なるが、そのあたりをどのように対応できるか、ルール作りの中で検討していきます。シェードについては検討していきます。

○渡邊生活文化政策部長：

先ほどお話のあった建物の横にアンカーボルトのようなものが付けられるとよいのだと思います。今後いただいたご意見踏まえ、庁舎整備担当部と相談していきます。

○松田委員：

石山委員の意見にもあったキッズスペースだが、このスペース内に子どもは居るようという感じに見えてしまう。子どもはここだけでなくどこに居てもいいんだという雰囲気を作りたい。全体を130cmくらいの棚のような設えにしておき、子どもから見ると壁にも見えて安心するというような形になっていると良い。物は持ち込みでもよいが、貸出のおもちゃセットくらいは置いて欲しい。児童館や教育センター「太陽」にあるような組み合わせて貼れるマットを準備すれば、イベント時に活動している隣に設置して、一緒に過ごしながらということもできます。

また、全ての備品に通じるが、台車は必須。常にセットしておくというくらいにしておかないと準備が大変になる。ホワイトボードも壁そのものがホワイトボードになっている方がよい。ティーンエイジャーにとっては鏡も必要。船橋公文書庫に餅つきセットを借りにいくような機会があるなら軽トラが借りれるのもよい。屋上庭園のベンチは災害用のベンチはあるのか。七輪が使えるとよい。団体活動PRコーナーには市民活動に関わる本棚を用意して欲しい。歴史まではいかなくとも、これまでの歩みや参考になる文献が、各所に眠っているだけではもったいないので、ここにいけば見れるというのが作れるとよい。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

キッズスペースについてですが、規定のものだけを用意してしまうとここにいなさいということになってしまうので、色々なものを少しずつ用意できるとよいのだと思いました。団体活動PRコーナーには書架は用意する予定で、管理も含めアーカイブをやっている方のご協力がいただけると良いと思います。また、台車はもちろんですが、車については、借りにいくものの需要が高いのであれば、購入してしまうということもあるかと思います。鏡については、交流スペースは3面がガラス張りなので、大きい姿見の設置までは難しいと思います。2階の交流室に鏡を置くということはあるかもしれません。

○渡邊生活文化政策部長：

運用していく中でニーズが高まってくれば、購入するということも考えられる。最初からすべてを用意するというのではなく、やりながら必要なものを用意していくということもあるかと思います。

○白木庁舎管理担当課長：

屋上庭園の七輪については施設管理上の制約があると思いますので確認いたします。

○福永委員：

障害のある子が広いスペースで興奮してしまった場合のカームダウンやクールダウンのためのスペースは用意していないか。可能であればどの程度のスペースが必要か当事者に意見を聞いて欲しい。そこまで広い場所は必要ないが、こういった空間に1人になれるそういう場所があるというのはとても大事なことです。ご検討をお願いします。

○白木庁舎管理担当課長：

カームダウンの部屋だが、庁舎として東棟、西棟それぞれ1か所用意している。その部屋は、段々と光を落としていけるような仕様としている。ただ、交流スペースから近くというわけではない。

○福永委員：

場所が離れていて、すぐ使えないと意味がない。シンボルとまでは言わないがスペースもそこまでいらないので、用意することによってここは安心できる施設だということを示せるとよいと思います。

○松田委員：

申し出ないと開けてもらえないところにあっても意味がない。空港にも設置事例があり、中は椅子1個分くらいのスペース。バリアフリーの施設基準にも入っているはずなので確認して欲しいです。

○柴田委員：

交流スペースの天井スピーカーについては、2階執務室や個人利用スペースの方に音が流れてクレームに繋がらないように1方向に限定するなど調整できるとよい。マイクも1本使うと他が使えなくなるということもたまにあるので、その辺の配慮もお願いしたい。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

まずこの場所は、団体活動が行われ、そこで音が出ることも前提としています。個人利用の方はその前提の上で利用してもらうことになる。個人利用の方から静かにしてくれと言われても、団体活動を静かにしてもらうような利用調整は考えていません。

○柴田委員：

また、過去の検討会の時から出ていた意見として、ここを汽水域として、市民活動を象徴するようなオブジェを設置したいという意見を出していました。エントランスホールにもレリーフがあるように、ここにも何か特徴になるようなものが作れるとよい。

○渡邊生活文化政策部長：

区が主導してやっていくというよりは、施設を運営していく中で区民や団体の皆さんと作り上げていくものだと思う。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

例えば活動の年表なんかがあってもよいでしょうし、作成途中のものを展示するようなことがあってもよい。いずれにしても皆さんとお話しながら進めていければと思います。

○福岡委員：

皆さんは運営に日常的に関わっているので、今日は特に色々なご意見が出ていていいなと思うのですが、大事なことは欲しいもののリストではなくて、まずは本当に必要なものを用意して、ここにしかない場の雰囲気を作っていくことが大事。例えばみどりであれば方針に沿ったプログラムを一つみんなで作っていくことや、湧口委員が取り組まれている色んな木を作って家具を一緒に作っていくというプログラムなど、そういったプロセスの可視化や、全部最初から完璧な場の設えではなく、作っていくプロセスをキュレーションするということも大事なかなと思います。

あとは、窓口でもすぐにダメだと言わずにまずは対話をしながら、団体も納得した形でイベントを実施するということが大事であり、運営事業者はコミュニケーション能力がとても重要になる。禁止事項を説明ということではなく、オリジナルなものを一緒に作っていくことが大事だと思います。

○齋藤副会長：

私も福岡先生と同意見で、どうしても活動しやすいということになると既製品で安いものは必要でそれは最低限用意できていると思います。それよりも皆さんに愛着をもってもらえるようなプログラム作りが大事。ほしいもののリストはあまりよくない。皆さん達とどうしたらそういった準備をしていけるのかを議論していければよい。木で作る家具の取組みも素晴らしいが、例えばテーブルは既存でも、テーブルクロスを作るなどや、隣にある区政情報センターにも貴重な本が沢山あるのでここの連携を作るプログラムなど色々考えられる。子どものいる居場所ということも皆さんで作れると思う。例えば交流スペースの中心に置いてみたりすると相当雰囲気は変わると思う。

あとは図面上に示されてる障害者施設自主生産品コーナーや売店、エフエムせたがやとの境界線が気になるところで、作り方によってこの場所の魅力に大きく寄与するのではないかと思います。また、授乳室にいくまでの導線が長いので、売店を通っていけるのかなどが非常に重要だなと感じました。特に障害者施設自主生産品コーナーはいつも端っこにあって魅力的なスペースになりにくいので、このスペースもどんな工夫をすれば売上や魅力が上がるのかなどの工夫の余地があるように設えて欲しいと思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

トイレの導線については設計変更を伴う部分なので今から変更はできないが、運用の面で工夫をしていきたい。境界については基本的に壁やガラスで区切られてしまうかと

は思いますので、その際に商品を少し外に出すなども難しい部分があったりするかとは思いますが、必要な連携を図っていきたいと思います。

○齋藤副会長：

照明については、公共施設は基本的に明るく安全性を謳っていると思うが、ダウンライトなどで夜間の魅力や雰囲気作りができるとよい。特にキッチンカウンターあたりは、そうすると広い場所の中で場所ごとの魅力が生まれると思います。

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

展示パネルを照らす照明は想定していましたが、更に白でない色やダウンライト等を活用した夜間の魅力の創出については、庁舎整備担当部とも確認していきます。

○曾田会長：

様々な要望やご意見が出て大変よかったと思います。ただ欲しいもののリストをつくることではないということは大変勉強になりました。色んなことを考えながら市民活動ないし、区民にとって活動しやすいようになるとよいと思います。次回以降も議論を積み重ねてよいものにしていきたいと思います。

○福永委員：

新しい取り組みだからこそ色々な意見がでてくる。トラブル対応も含め、現場ではどういった対応をし、それらの意見をどのように収集し、改善していくのかということも次回以降の準備会で検討できるとよいと思います。

○曾田会長：

ありがとうございます。それでは事務局は次回準備会にてご意見を反映したものの報告をお願いします。次回も引き続きご審議いただきます。

本日の審議案件については以上になります。大変活発なご議論ありがとうございます。それでは、次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

(3) 次回の日程等

○事務局・伊藤市民活動推進課長：

次回の日程については5月27日（火）19時を予定しております。夜間の開催となりますが、ご参加のほどよろしく願いいたします。また、開催の2週間前を目安に開催通知及び資料を送付させていただきます。

○曾田会長：

ご質問等、ございませんようでしたら、本日の準備会はこれで終了といたします。本日はありがとうございました。